

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月24日（平成29年（行個）諮問第16号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第12号）

事件名：本人からの労働相談に係る文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年特定月日Aに特定事業場の法違反について特定労働基準監督署へ申告した事によって作成された申告処理台帳」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年9月28日付け静岡個開（決）第28-162号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

① 平成28年特定月日B及び同年特定月日Cの情報開示が欠落しているのでこの日の開示。

② 黒塗りが多すぎ開示を要求した意味がないので、この部分も開示して頂きたい。

ア 平成28年特定月日A、特定月日B及び特定月日Cに特定労働基準監督署に相談に行ったが、この日の情報公開は担当官X氏の簡略な記載があるためか公開されていない。この日には休業に関するアドバイスがあるはずなので、この3日のうちの特定月日B及び特定月日Cの情報公開をお願いする。理由は、休業手当に当たると相談したから言われた故である。

イ 平成28年特定月日D及び特定月日Eの担当官Xの話によれば、病院側は「やめろ」とは言っていない。「病院に来るな」とも言っていない。譴責しただけであり解雇はしていない。審査請求人は無断欠勤

をしていると言っており、彼らは全面的に信用できる。審査請求人は嘘をついている。Y氏からのF a xは見えていないし、内容証明も見る必要はない、との話であった。

平成28年特定月日F、Z特定役職は、審査請求人は無断欠勤であるから金が出ないと審査請求人に電話をよこしている。

(平成28年特定月日B及び同年特定月日Cの情報公開には、担当官Xが審査請求人に語ったことは全く記載がなく、審査請求人の提出した内容証明やY氏からのF a xに関する担当官Xの私見、審査請求人に対する悪意ある文面が延々と記されている。肝腎なことは記さず、直接関係のない、相手の人格をおとしめることを述べたてているのは真実を覆い隠す時に使う常とう手段であると考え。)

しかし、情報公開の手續(特定月日G相談、特定月日H)後、特定事業場側弁護士よりの内容証明で平成28年特定月日Iに解雇したのだから休業手当は出ないと初めて事業場からの報告を受けた(特定月日Hに「解雇する」の言葉は一度も出ていない)。

特定労働基準監督署には「解雇していない。譴責だけだ」、弁護士からは「特定月日Iに解雇した」ではやられている側は堪らない。審査請求人は突然職を失い住むところもなくなり、本来なら病に命をなくしているところである。特定月日J、不動産関係者の機転で、何とか審査請求人自身さし当たったの仮住まいが可能となり、その場をしのぐことが出来た。

なお、平成28年特定月日Kに、担当官X・特定役職Z両氏に会い、無断欠勤の件を言ったところ、「自分は言っていない」と白を切った。

平成28年特定月日L、妻と2人で同氏らと面接、この件に及ぶと担当官Xは何も言えなかった。

情報公開の黒塗り部分に無断欠勤等の記載がある可能性がある。もし記載がなければこの情報公開書面の担当官X・特定役職Z両氏の記載事項は既に改ざんされた書面と判断する。黒塗りのままでもそう判断せざるを得ない。

黒塗りの全ての開示をお願いします。

(経過概略省略)

(2) 意見書1

今回送付された理由説明書を読むかぎり、審査請求人の知りたい事が全く開示されておらず、平成28年9月28日付け静労個開(決)第28-162号の部分開示決定の隠蔽部分は、同じ理由付けで隠し続け何ら新しきは存在しない。

静労個開(決)第28-162号は本来審査請求人個人に直接ないし

間接に関係するものである事に加えて、事業所は医療機関であり、また公的な立場の労働基準監督署及び労働局である以上、隠し立てする事項など、あるはずがない。それをやれ犯罪の予防に支障を及ぼすとか違法行為の発見が困難になるとか、種々の理由にもならない理由を並び立て隠蔽を擁護する事は、一国民として到底容認し難い事と思慮するものである。

はっきり言わせてもらえば、個人的には、特定病院、特定労働基準監督署は共謀関係にあると浅慮するものである。

特定地方検察庁に本件に関して相談に行った時特定総務局に行き特定労働基準監督署の行政指導をしてもらうのが良いと助言していただいたが、本回答を見るかぎり、無理な相談と判断せざるを得ない。

平成28年特定月に特定労働基準監督署の担当官X及びZ特定役職が「審査請求人は無断欠席をしている。無断欠勤には金は出ない。本件に関しては今日で終わりとする」と言ったにもかかわらず、審査請求人が情報公開の手続をとると、今度は前言を翻し、「自分は無断欠勤をしているなどと言っていない」とかざる休みしているとは言っていない、と白を切った。もしこの黒塗り部分全てを調べてその記載がないならば、この黒塗りの書面は既に改ざんされたあとのものである。実際、このざる休みで審査請求人に対する案件は終了していた。その証拠は静労個開（決）第28-162号の3枚目に担当者担当官X、受理平成28年特定年月日C、完結平成28年特定月日Mとなっておりその事実の痕跡がある。

審査請求人の差し出した1回目の内容証明に既に「ざる休み」等言われぬよう布石を打ってあったがゆえに、審査請求人の情報公開の手続をするや否やすぐに労働基準監督署と特定病院は直ちに「解雇」に変更した。

また、後日1か月分の給与相当分を支払って本件の事件を終了する方針をたてたのは特定労働局であった事は状況及び経過より自明である。

担当官Xは全て隠し立てなく記載したと述べていて、また、特定労働局Vは黒く塗り潰したのは特定労働局のWであるとの事であった。

（経過概略省略）

（資料添付省略）

（2）意見書2

補充理由説明書は詭弁であり、日本の一国民として到底納得できるものではない。

今回の情報提供の再審査を、審査請求人が要求したのは審査請求人が言っていないこと及び言ったことを悪意をもって書面が作成されている事が判明し、さらに情報公開書面には「解雇していない、勝手に来ない

ただだ」との内容であったが、別ルートから「5月31日に解雇した」と連絡があった事も理由の一つである。このような場合、どこの部署に訴えたら良いのか途方に暮れる。また、相手方が何を言ったのか審査請求人の知る所ではないが、審査請求人の訴えた件である以上黒塗り部分は、全て直接・間接に審査請求人に何らかの関係があると考えざるを得ない。関係ある・なしは貴署ではなく審査請求人が決める事だと浅慮する。

特定労働基準監督署の捜査官の話では、黒塗りをしないものを特定労働局に出したとの話だったので黒塗りは同局でなされた（Wとの事）と聞いた。

補充理由説明書についての反論

1 記の7行目ないし11行目

いったい何を言っているのか？この内容は審査請求人が読むと人材確保に支障を来すような事を行っている事業所だと言っているに等しい。また、医療はお互いに協力して成長していくものであり、競争とか、利益は二の次になる仕事ではないか？

2 12行目ないし21行目

面妖な内容で、国家のかじ取りをしている公的な人の文面とは到底考えられない事である。

有り体に言えば、当該労働基準監督署とその事業所が「なあなあ」の関係で動いている、と記されているように読み取れる。

既に法を犯している事業所が、今回の案件である以上、これを放置すればさらにエスカレートしていく事は自明である。

国民の多大な負担に基づいて、保険診療を行っている事業所が、内密にしなければならないような事を行い、しかも公官庁まで巻き込んで、隠蔽するような返答が来るとは夢にも思わなかったという事が偽らざる気持ちである。

今回、この黒塗り部分に、自分に対するいわれのない中傷・非難が多々あるだろう事も覚悟した上で貴署に思い切って請求をした。

改めて、ここに、黒塗り部分の全面開示を要求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち下記

(2) ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された審査請求人からの労働相談に係る関係書類及び審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による申告処理に係る関係書類である。

この点、原処分庁においては、開示請求書の記1「開示を請求する保有個人情報」に記載された「私が平成28年特定月日Aに特定事業場の法違反について特定労働基準監督署へ申告した事によって作成された申告処理台帳」との内容から、審査請求人が平成年特定月日において特定事業場の法違反について特定労働基準監督署へ相談した相談票及び当該相談を契機として特定労働基準監督署において後日受理した申告の申告処理台帳一式を、対象保有個人情報として特定しており、諮問庁としては、原処分庁の判断は適切であったものと判断した。

よって、本件対象保有個人情報は、別表に掲げる文書番号1ないし6の文書（以下「対象文書」という。）である。

このうち、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

○ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書5の①）

対象文書5の①は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、当該文書には、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

（ア）労働相談に係る文書（対象文書1）

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成される文書等である。

対象文書1の①の「処理状況・意見」欄は、特定事業場の取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

また、対象文書1の①には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載さ

れていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、対象文書1の①は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の②には、労働基準監督官の指導方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、当該情報が開示されれば、調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書2）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。対象文書2の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、なお不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書2の①の「完結区分」欄、「備考」欄及び「処理経過」欄は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書2の②の「処理経過」欄は、労働基準監督官が認定した

事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書2の②には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書2の②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書3）

対象文書3の不開示部分には、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理等における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 監督復命書及び続紙（対象文書4）

監督復命書及び続紙は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

対象文書4の①の「署長判決」欄は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実に基づく事業場に対する行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、この情報が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、この情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。よって、法14条5号及び7号イ該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書4の②の「参考事項・意見」欄には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請

求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、対象文書4の②は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書4の③の「面接者職氏名」欄は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(オ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書5）

対象文書5の②には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するた

め、不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

対象文書 2 の③及び 4 の④については、法 14 条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「(開示請求書に記載されている平成 28 年特定月日と異なる) 特定月日 B 及び特定月日 C の情報開示が欠落している」等と主張しているが、諮問庁としては、開示請求書の記 1 「開示を請求する保有個人情報」の記載内容からは、本件開示請求において、審査請求人が特定月日 B 及び特定月日 C に係る保有個人情報の開示を請求しているものとは認められない。また、審査請求人が、開示請求の際に開示を請求しなかった保有個人情報について、審査請求の際に新たに開示を請求したとしても、審査請求の処理においては、審査請求人が新たに開示を請求した内容について、対象文書の特定及び開示または不開示の判断を行うものではない。

加えて、審査請求人は、審査請求書において「情報公開の黒塗り部分に無断欠勤等の記載がある可能性がある。」等と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法 12 条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法 14 条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものである。

以上のことから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記(2)ウで開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法 43 条 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 24 日付け厚生労働省発基 0124 第 2 号により諮問した平成 29 年(行個)諮問第 16 号に係る諮問書理由説明書について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、以下のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

(1) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち 24 頁(以下、第 3 の 2 において「当該文書」という。)について

諮問庁としては、当該文書については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には

該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

さらに、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の内部管理に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条3号ロ、5号及び7号イにも該当する。

また、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

以上のことから、当該文書については、対象文書全体を不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成29年1月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月8日 | 審議 |
| ④ | 同月20日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年3月23日 | 本件対象保有個人の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月28日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年4月3日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成28年特定月日Aに特定事業場の法違反について特定労働基準監督署へ申告した事によって作成された申告

処理台帳」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、なお不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の1に掲げる文書については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示とすべきとしている。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。

しかしながら、その取得目的等を考慮すると、当該文書は、審査請求人の申告を端緒として特定事業場の担当者から労働基準監督官が入手した情報を資料として添付したものであると認められ、記載された情報は他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の1欄に掲げる文書1及び文書3の不開示部分について

ア 文書1の①について

当該部分は、労働基準監督署の相談処理に係る方針が記載されており、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う相談における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②及び文書3について

当該部分は、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、相談に係る労働基準監督署の対応方針又は申告に係

る調査手法が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2の1欄に掲げる文書2の不開示部分について

ア ①について

6頁の「備考」欄1行目16文字目ないし最終文字、8頁の「処理経過」欄21行目29文字目ないし22行目、9頁の「処理経過」欄8行目、12行目、10頁の「処理経過」欄24行目及び25行目並びに11頁の「処理経過」欄19行目は、労働基準監督署の内部手続、労働局との連絡事項又は空欄であり、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、労働基準監督署の申告処理における検討・方針、労働局との連絡調整事項等であって、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ ②について

5頁の22行目14文字目ないし28文字目は、審査請求人との電話でのやり取りの記録に関することであり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督官の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められないことから、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、特定事業場から労働基準監督署に提供された内部管理情報であり、審査請求人の知り得る情報であるとは認められず、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2の1欄に掲げる文書4の不開示部分について

ア ①について

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記（１）アと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条３号イ及び５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ ②について

２２頁の「参考事項・意見」欄の３行目９文字目ないし４行目、５行目１８文字目ないし２５文字目、２３頁「参考事項・意見」欄の１行目２０文字目ないし３行目１７文字目、３５文字目ないし３８文字目、４行目１７文字目ないし最終文字、８行目３４文字目ないし９行目７文字目、１３行目１文字目ないし１８文字目、２８文字目ないし３６文字目、１５行目４文字目ないし１５文字目及び２４行目ないし２５行目５文字目は、原処分で開示されている申告処理台帳の処理経過欄の記載から明らかな情報であり、上記（２）イ前段と同様の理由により、法１４条３号イ及びロ、５号並びに７号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより把握した事実及び申告に係る対応方針等が記載されており、上記（１）アと同様の理由により、法１４条７号イに該当し、同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ ③について

当該部分は、臨検監督に対応した特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、これは法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、原処分で開示されている申告処理台帳の処理経過欄の記載から明らかな情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

（４）別表２の１欄に掲げる文書５の不開示部分

ア ①について

当該部分は特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請求人の知り得ることではなく、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関の行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその

発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ ②について

当該部分は特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請求人の知り得ることではなく、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、「平成28年特定月日B及び同年特定月日Cの情報開示が欠落しているのでこの日の開示を求める」としている。しかしながら、審査請求人が開示請求書において開示を求めているのは申告処理台帳であり、当審査会において、申告処理台帳を見分したところ、申告処理に着手されたのは、審査請求人が開示を求める平成28年特定月日B及び同年特定月日C以降であると認められることから、平成28年特定月日B及び同年特定月日Cに係る保有個人情報、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の3欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するが、同条7号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表 1

1	諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書 5	特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（24頁）	該当する

別表 2

1 対象文書名及び頁			2 不開示を維持する部分		3 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	該当条文 (法14条)	
1	労働相談に係る文書	1及び2	① 1頁の「処理状況・意見」欄8行目5文字目ないし24文字目	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
			② 1頁の「処理結果」欄。	5号及び7号イ	なし
2	申告処理台帳及び続紙	3ないし11	① 3頁の「完結区分」欄。6頁の「備考」欄1行目16文字目ないし最終文字。8頁の「処理経過」欄9行目ないし11行目, 13行目1文字目ないし6文字目, 17行目ないし19行目, 21行目及び22行目。9頁の「処理経過」欄8行目, 11行目ないし13行目, 17行目及び18行目。10頁の「処理経過」欄1行目16文字目ないし24文字目, 15行目, 17行目, 18行目, 24行目, 25行目, 29行目ないし32	5号及び7号イ	6頁の「備考」欄1行目16文字目ないし最終文字, 8頁の「処理経過」欄21行目29文字目ないし22行目, 9頁の「処理経過」欄8行目, 12行目, 10頁の「処理経過」欄24行目及び25行目並びに11頁の「処理経過」欄19行目。

			行目。11頁の「処理経過」欄6行目25文字目ないし7行目及び9行目ないし26行目。		
			②5頁の「処理経過」欄5行目ないし7行目, 19行目33文字目ないし40文字目及び22行目14文字目ないし28文字目。6頁の「処理経過」欄5行目ないし7行目, 13行目ないし15行目。	3号イ及び口, 5号並びに7号イ	5頁の22行目14文字目ないし28文字目。
			③6頁の「備考」欄1行目1文字目ないし15文字目及び2行目。8頁の「処理経過」欄4行目2文字目ないし7文字目。9頁の「処理経過」欄10行目18文字目ないし25文字目。11頁の「処理経過」欄5行目33文字目ないし6行目24目。	新たに開示	—
3	担当官が作成又は収集した文書	20及び21	20頁の20行目ないし26行目	5号及び7号イ	なし

4	監督復命書 及び続紙	22 及び 23	① 22頁の「署長 判決」欄	3号イ, 5号 及び7号イ	なし
			② 22頁の「参考 事項・意見」欄3 行目9文字目ない し5行目。23頁 の「参考事項・意 見」欄。	3号イ及び 口, 5号並び に7号イ	22頁の「参 考事項・意 見」欄の3行 目9文字目な いし4行目, 5行目18文 字目ないし2 5文字目, 2 3頁「参考事 項・意見」欄 の1行目20 文字目ないし 3行目17文 字目, 35文 字目ないし3 8文字目, 4 行目17文字 目ないし最終 文字, 8行目 34文字目な いし9行目7 文字目, 13 行目1文字目 ないし18文 字目, 28文 字目ないし3 6文字目, 1 5行目4文字 目ないし15 文字目及び2 4行目ないし 25行目5文 字目。
		③ 22頁の「面接 者職氏名」欄	2号	全て	

			④ 22頁の「参考事項・意見欄」2行目ないし3行目8文字目	新たに開示	—
5	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	24ないし28	① 24頁の対象文書全体	2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
			② 25頁ないし28頁の対象文書全体	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
6	審査請求人が提出した資料	12ないし19	—	—	—

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号6の1枚目ないし28枚目に1ないし28頁と付番したものを「頁」として記載している。